

令和5年5月11日子子会議（計画部会）で意見のあった部分【条例】

### 1. 「家庭的な環境」という表現に関して

- ・良好でない家庭環境
- ・古い家父長制的な家庭の正義
- ・家庭的保育
- ・「家庭的な環境」と「実際の家庭環境」
- ・「良好な環境」や「子どもが安心してくつろげる環境」

### 2. 子どもの義務に関する記載がないことについて

- ・いじめてはいけない義務
- ・子どもにも義務を課すことの是非
- ・義務ではなく「互いに尊重」

### 3. 子どもの権利の普及について、推進委員を設けないことについて

- ・権利そのものや普及啓発についての責任の所在
- ・権利が守られているかは権利擁護委員の責任
- ・普及啓発については区の責任
- ・子子会議は監査・調査機関的な存在
- ・権利擁護委員も普及啓発の一部を担う
- ・体制の構築だけでは具体的に欠けるのでは

### 4. 小中学生向けアンケートについて（「子どもの義務」以外の部分での意見）

- ・年齢別の調査結果
- ・いる/いないではなく、選択肢から一つを選ばせるようなアンケート
- ・アンケートの回収率を高める工夫を
  
- ・文化・芸術的活動へ参加できる権利は不要か

- 子どもの文化権は、児童労働などが未だに行われている国向け
- 子どもの文化権が侵害されているといった一般的状況にはない。

• 例示されている6つすべての権利についてアンケートをとるべき

- 権利の列挙も、挙げればきりが無い。
- 基本となるのは「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」であり、この4つに集約されるのでは？
- 個別の権利の部分で北区の独自性を出せる

- 小学生が答えられるレベル感のアンケートなのか？
- 憲法や条約、条例は小6で学ぶ。
- 4年生以上の意識の高い児童なら、回答可能な子もいる
- あいまいな理解のまま回答されると信頼性が下がる。

- 発達に応じたプライバシー権
- アンケート結果の条例への反映